3月の新型コロナワクチン接種

南国市では令和４年１月16日（日）から６５歳以上の方への３回目接種（追加接種）を開始しています。なお、ワクチン接種後も、３密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒などの感染予防対策を引き続きお願いします。

３回目接種（追加接種）

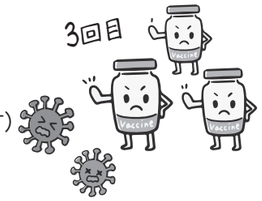

２回目接種完了から６か月経過した方から、順次接種券をお送りしています。
（なお、他市町村で2回接種した後に南国市に転入した方は、接種券発行申請が必要です）
接種券が届いたら、集団接種または個別接種の予約をして接種を受けてください。
12歳～17歳の３回目接種は、国からの情報をもとに決まり次第お知らせします。

接種するワクチン

３月12日㈯以降の集団接種は、武田/モデルナ社のワクチンを使用します。個別接種（市内医療機関）は、引き続きファイザー社のワクチンを使用します。

ワクチンの安全性・効果・副反応

英国では、１回目・２回目と異なるワクチンを用いて３回目接種を行った場合の研究が行われ、その結果が以下のとおり報告されています。なお、詳細は接種券に同封したチラシをご確認ください。

安全性	３回目の接種後７日以内の副反応は、１回目・２回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容される。
効　果	１回目・２回目接種でファイザー社のワクチンを受けた人が、３回目でファイザー社のワクチンを受けた場合と、武田／モデルナ社のワクチンを受けた場合のいずれにおいても、抗体価が十分上昇する。

武田/モデルナ社のワクチンによる３回目接種は、１回目・２回目接種で用いた量の半量となります。２回目接種後と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。

５歳～11歳のワクチン接種

３月から小児のワクチン接種が始まります。対象の方には順次接種券をお送りします。なお、ワクチン接種は任意であり強制ではありません。接種のメリット・デメリットを本人・保護者が十分に理解したうえで接種の判断をしてください。

１回目・２回目の接種

公費で受けられる期間は、現在のところ令和４年９月末までです。この期間であれば、１回目・２回目接種も無料です。ご希望の方はお早めに予約してください。

３月の接種会場

○集団接種　南国市役所

○個別接種

医療機関名	所在地
領石蛍が丘クリニック	領石16-1
南国中央病院	後免町3-1-27
北村病院	東崎1336-3
南国厚生病院	立田1180
きび診療所	明見800
南国病院	大埇甲1479-3
藤原病院	大埇乙995
高田内科	大埇乙1253-8

※医療機関ごとに対象者、実施日時や予約枠数に違いがあります。
※予約はコールセンターまたはＷＥＢサイトでお願いします。
医療機関への直接のお問い合わせはお控えください。

※令和４年２月９日時点の国からの情報をもとに計画しています。
今後、国の通知やワクチン配分の状況により変更することがあります。

■問い合わせ／南国市コロナワクチン接種相談窓口
☎863－5523　FAX863－7908

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税均等割非課税世帯や、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯に、1世帯当たり10万円を給付します。

■支給対象世帯
（1）住民税非課税世帯
基準日（令和3年12月10日）において、南国市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯で、かつ課税者の被扶養者でないこと。

（2）家計急変世帯
令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯で、かつ課税者の被扶養者でないこと。

■給付額　1世帯当たり10万円
※1世帯1回限り。
（1）、（2）の重複受給はできません。

■支給手続き
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送での提出にご協力をお願いします。
（1）住民税非課税世帯
対象と思われる世帯には福祉事務所から3月上旬頃に確認書（要返送）をお送りする予定です。
確認書が届いた世帯は、必要事項を記入し同封の返信用封筒（切手不要）で返送してください。
返送された確認書が届き、審査終了後、約３週間で振込します。
（2）家計急変世帯
申請が必要です。申請書は下記の給付金窓口または市ホームページから入手できますので、
受付期間内（4/1～9/30）に申請してください。
申請書が受付されてから審査終了後、約３週間で振込します。

■問い合わせ・提出先／南国市福祉事務所　臨時特別給付金窓口（地下１階）　☎880-6587

税務課からのお知らせ

廃車や名義変更の届出はお早めに

軽自動車税は、毎年４月１日現在の所有者（登録名義人）に納めていただく税金です。４月２日以降に廃車や名義変更をしても、その年度は課税されます。払い戻しなどはありません。
そのほか、盗難に遭った、市外に転出した、所有者が亡くなったなどの場合にも届出が必要です。

車　種	届出先
① 原動機付自転車（50cc～125cc、ミニカー） ② 小型特殊自動車 ③ 農耕作業用自動車	南国市税務課税務管理係 ☎880－6554
④ 軽二輪車（126cc～250cc）	高知運輸支局登録課 ☎050－5540－2077 （音声案内）
⑤ 二輪の小型自動車（251cc～）	
⑥ 軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050－3816－3125 （コールセンター）

届出をしないでいると！
・廃棄したり人に譲ったりしたのに税金のお知らせが届く。
・車や税金に関する大事なお知らせが届かない。
・盗難や事故の際に使用者や所有者の確認が遅れる。
などの支障が生じる恐れがあります。

●農耕作業用自動車も届出を
乗用装置を有するトラクターやコンバインなどは課税されますので、取得した場合には１５日以内に登録の届出が必要です。新しく買い替えた場合も、届出をして、新しいナンバーに交換して頂く必要があります。

●身体障害者手帳などをお持ちの方へ
心身に障がいのある方などで、一定の要件に該当する方は減免を受けることができます。5月２３日㈪までに申請してください。

ご注意ください。
南国市役所での廃車・名義変更の手続きには【ナンバープレートの返納】が必要です！！（※南国市役所で手続きできる車種は、上記①～③のみです。）
なお、令和４年度より、「南国市」のナンバープレートを紛失した場合（盗難や災害によるものを除く）、廃車・名義変更の手続きや、再交付の際に【弁償金】が発生します。

弁　償　金
ナンバープレート1枚につき
150円

■問い合わせ／税務課税務管理係　☎８８０－６５５４